

## 告示

### 埼玉県告示第千四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マイカイマート東所沢店

埼玉県所沢市下安松七百八十二―二、五、六 七百八十三―二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スーパーバリュ―東所沢店

埼玉県所沢市下安松七百八十二―二、五、六 七百八十三―二

（変更後）マイカイマート東所沢店

埼玉県所沢市下安松七百八十二―二、五、六 七百八十三―二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュ― 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年一月二十二日

#### ニ 届出年月日

令和二年十二月九日

#### 二 縦覧期間

令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月二十五日から令和三年四月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課